

徳島県規則第五十三号

徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

- 一 徳島県計量法関係手数料規則（平成十二年徳島県規則第十二号）第一条
- 二 徳島県技能検定実技試験手数料規則（平成十二年徳島県規則第十三号）第一条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。